

公益社団法人 神奈川県鍼灸師会 理事会(令和2年度臨時)

議 事 錄

【日時】令和2年11月8日(日)18:00~20:30

【会場】

定刻に役員12名および書記1名のWEB参加(会議アプリケーションZoomを使用)およびWEB出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意思表明が互いにできる仕組みとなっていることを確認し、本会議は成立したことを議長清水が宣言した。

【次第】1、出席確認 2、議長選任 3、議事 4、議事録署名人選任 5、閉会の辞

【出席13名】 理事:清水(慎)、秦、古思、清水(克)、大屋、秋澤、宋、長野、橋口、北原

監事:日野、森下

書記:三田

【欠席3名】理事:草山、藤田、平岡

【議長】清水会長 【書記】三田 【議事録署名人】清水(慎)、森下、日野

【議題】

[I] 報告事項

1. 入退会の報告(2020年4月1日以降、11月8日まで)(代理:秦副会長)

◎ 入会者 4名 近藤和也(4月)、井合貞美、山内誠一郎(7月)、加藤百合香(11月)

◎ 退会者 8名 加来潤菜・岩泉瑠美子(5月)、本田維宏(7月)、大矢博之(8月)、

花本保博(10月) 【学生:益田哲行、西畠早苗、内山貴久】

令和2年11月8日現在の会員数233名(正会員226名、学生会員7名)

現在審議中 0名

2. みなし決議案(代理:秦副会長)

・「メルマガ発行の取りやめ」承認の件(令和2年7月8日承認)

・「第6回災害医療研修会」承認の件(令和2年7月8日承認)

・「財務業務の外部委託」承認の件(令和2年8月11日承認)

・「療養費用通帳と保険部用通帳の運用」承認の件(令和2年8月26日承認)

・「清水克紀先生の普及部副部長兼任」承認の件(令和2年9月5日承認)

・「普及部市民講座の会場の団体登録」承認の件(令和2年9月5日承認)

・「財務部員の理事ML、共有フォルダアクセス」承認の件(令和2年9月6日承認)

・「総務部員の理事会出席、理事ML・共有フォルダアクセス」承認の件

(令和2年8月16日承認)

3. 会務報告(業務執行理事報告)

(1)11月5日臨時業務執行理事会(秦副会長)

資料に基づき、以下の報告があった。

①会計処理の無料相談について

②総会の開催日程について

③75周年の積立について

④保険部の療養費について

資料に基づき、以下の審議事項の報告があった。

①財務副部長および浅原先生の処遇について

②日本鍼灸師会青年委員会からの依頼の件

- ③組織再編成(IT委員会)の件
- ④当会HPにおける会員の認定等の掲載の件
- ⑤治療院紹介の件
- ⑥事務局電気のLED化の意見交換

4. 各部報告

(1) 総務部(代理:秦副会長)

特になし。

(2) 財務部(古思財務部長)

- ①会務報告:特になし。
- ②会計処理の無料相談について:今後内容を詰めて理事に説明していきたいとのこと報告があった。
- ③財務の現状について:税理士法人との引継ぎの中で、公益社団法人としての当会の会計処理や備えるべき書類に課題があるなどの指摘が税理士法人よりなされているとの説明があった。例えば保険部の療養費について、今後は療養費口座の月毎の各請求者の各請求額・各支給額・各返礼額を明確にする必要があるとの説明があった。今後、会計処理を更に整理していきたいとの説明があった。

清水会長より、理事MLにて箇条書きなどで簡単なもので良いので会計処理の課題点を説明するようにとの指示があった。

古思財務部長より、委員会などで手当が発生する場合には早めに報告書を提出してほしいこと(遅くともその月の内に報告書を提出してほしい)と、購入などをした際の領収書は事務局に領収書専門のボックスが設置してあるのでそちらに提出してほしいとの依頼があった。

(3) 組織共済部(清水(克)組織共済部長)

- ①会務報告:リーフレットの作成を年内に仕上げる予定であるとの報告があった。
- ②本年度残りの活動について:学校次第ではあるが業団説明会を行う予定であり、行わない場合は代替案を考え活動していく予定であるとの報告があった。

(4) 学術部(大屋学術部長)

- ①会務報告:11月4日(水)に第3回イブニングセミナーを開催し、参加人数は少なかったが、購入したスピーカーマイクが聞き取りやすかったとの参加者のアンケート結果であったとの報告があった。
- ②日鍼会関東信越ブロック会議の報告について:11月7日(土)日鍼会の関東甲信越ブロックで会議を行い、来年度の学術講習会について話し合いを行い、来年度は1回埼玉県をメインとして10都県で協調していくことになった。当会としては、年4回の学術講習会の予定の内1回を関東甲信越ブロック会議の学術講習会にすれば、部員の負担軽減と経費削減のメリットがあるとの意見があった。デメリットとして、経費や人員について1つの県に負担が大きくなる懸念があるとのことであった。また、協賛金を支払いして行うことや当会では学術講習会を無料で行っているが他県と統一させる必要があることなど金銭面での話し合いが必要であるとの報告があった。
- ③本年度残りの活動について:12月20日(日)第2回学術講習会、1月13日(水)第4回イブニングセミナー、2月21日(日)第3回学術講習会をWebで予定しているとの報告があった。また、11月後半から12月初めにて来年度の予定とWebに参加できない方へのフォローについての意見交換のための委員会を年初の予定通り開催する予定であるとの報告があった。

(5) 広報部(代理:秦副会長)

- ①会務報告:HPの随時更新を行っているとの報告があった。
- ②本年度残りの活動について:会報誌の作成と広報誌の作成がありメールにて各自に原稿依頼があるので協力の要請があった。広報誌の内容については、今後話し合いを行い来年の1月か2月

に取材などを行い雑誌化していくと予定であるとの報告があった。会報誌は、2月か3月に発行を考えているとの報告があった。

③次年度以降の方針案について:例年の通り、会報誌1回、広報誌1回の発行を考えているとの報告があった。

(6)普及部(秋澤普及部長)

- ①会務報告:次年度のための準備委員会を3回開催したとの報告があった。
- ②本年度残りの活動について:次年度の計画の内容の吟味や講師候補の選任を行っていくとの報告があった。
- ③次年度以降の普及事業案について:現状コロナ禍であることと部員全員が普及活動未経験であることから、小規模で2~3回ほど、中規模で1回の普及活動を考えているとの報告があった。例年の通り、マラソン事業を予定に組み入れていくとの報告があった。

(7)保険部(長野保険部長)

- ①会務報告:毎月、県内国保の指導会と組合協会健保の指導会を1回ずつ行っていたが、部員の都合によって1回にまとめて行うことができるようになり、空いた1回分について事前点検を行っているとの報告があった。
- ②本年度残りの活動について:11月15日(日)に保険取扱い初心者講習会が1回、3月に療養費適正運用研修会の第2回の開催が予定されているとの報告があった。11月の保険取扱い初心者講習会については事務所を使用して行い、3月に療養費適正運用研修会についてはWeb開催で行い、Web環境にない会員に事務所に来所してもらう予定であるとの報告があった。
- ③施術管理者制度における会員への周知について:療養費の受領委任(健康保険請求)を取り扱う施術管理者の要件が、令和3年1月1日より経験年数等に関わらず研修費用を払い一定の研修を受けなければならなくなるため、早急に会員に周知する必要があるとの報告があった。特に、今後療養費の取り扱いを考えている会員、施術管理者を変える予定のある会員には、年内に施術管理者の登録を薦めるとの報告があった。また、出張専門で保険取り扱いの受療委任登録している会員で、近いうちに治療院を構える予定がある場合は、年内に自宅でも可なので施術所となる場所を登録しておく必要があるとの報告があった。

清水会長より、この件に関して会員周知徹底のため数回にわたる会員へのメール送信、会員への書面送付及びHPに掲載を行うことと長野理事へ指示があった。

大屋理事より、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師施術管理者研修の主催が、公益財団法人東洋療法研修試験財団となっているので、まずは財団のリンク先を当会のHP上に掲載すると良いとの意見があり、宋理事が対応することになった。

(8)危機管理委員会(秦危機管理委員長)

- ①会務報告:10月25日(日)第6回災害医療研修会を開催し、30名の参加者があり、内14~15名が当会、残りは日本鍼灸師会や東京都鍼灸師会、一般から3名、学生が2名との報告があった。年配の参加者が多く、20代30代の若手の参加者は少なかった、コロナに関しての内容を中心に行なったが、石田伸先生の経営に関する内容について評価が高かったこと、アンケート結果は、BoxSyncの「00.2020.11.8臨時理事会」フォルダに保存したとの報告があった。
- ②本年度の災害研修会の総括、所感、他団体や参加者からの意見について:昨年度の実績に基づいて参加依頼をしていたが(今まで全日本鍼灸マッサージ師会に依頼を出したことがなかった)、DSAMの関係で全日本鍼灸マッサージ師会の理事から講演依頼があれば受諾するとの話があり、時間もなかつたので秦副会長が理事会を通さずに独断で決定したとの報告があった。

大屋理事より、コロナ禍での日本鍼灸師会のガイドラインでは「感冒症状、咳、発熱」の症状の患者さんを診ないという認識であるが、災害医療研修会にて「日本鍼灸師会の方針は関係ない」と発言される講師がいたとのことで、万が一鍼灸院でコロナ感染者が発生した際の計り知れない損害を考えると、事前に発言を確認しておいたほうが良いとの意見があった。

清水会長より、コロナ禍での当会の方針をメールや文書などで示しておく必要があるとのことで、秦副会長に検討するようにとの指示があった。

③次年度以降の活動案について：総評がまだ出でていないので、危機管理委員会を開催して今年度の振り返りを行い、次年度の活動案について話し合う予定であるとの報告があった。

(9) 学生委員会(北原学生委員会管理者)

①会務報告：現状は活動していないが、活動案があるので理事間で共有して方向性を決めたいとの報告があった。

②(組織共済部と協調し)本年度および次年度以降の学生勧誘案について：学生が主導となるものを行いたいとの報告があった。学校の教員にアプローチする機会を設け、まずは教員に当会を理解してもらわなければ学生にも伝わらないと考えているとの報告があった。また、学生委員会のメリットとして、過去の国家試験のオンライン受講やフォローアップのためのメールマガジンの配信を受けられるようにするなどの案があるとの報告があった。

清水会長より、学生委員会のメリットとして治療院見学をできるようすることと、治療院経営のセミナー的なものを提供することとしてみてはと意見があった。

清水(克)理事より、以前学生委員会と組織共済部との話し合いをして感じたこととして、学生委員会の当会での立ち位置が不明瞭なため、相談を行うことや意思伝達できる組織体制ではない(担当部署が決まっていない)ので、業務執行理事会にて一度検討してほしいとの要望があった。

清水会長より、この件に関して業務執行理事会にて検討するので提案書を提出するようにと北原理事に指示があった。

5. その他

(1) 大屋学術部長より、11月4日(水)の第3回イブニングセミナーの際車いすを使用したが、横浜市中区の社会福祉協議会よりご厚意で貸していただいた。本来ならば学校などに貸し出しているとのことであるが、公益社団法人であるのでご厚意で貸し出していた。横浜市中区の社会福祉協議会より今後健康講座などのイベントで親密にしていきたいとの話が出たので、清水会長と普及部の秋澤理事で横浜市中区の社会福祉協議会に挨拶に出向いたら良いとの意見があった。事務局の吉田先生と定成さんが、横浜市中区の社会福祉協議会の方と連絡を取りつており、その方を通して秋澤普及部長が中心となって進めていくことで話がまとまった。

[Ⅱ]審議事項

(1) 総務部(代理:秦副会長)

①組織再編成(IT委員会)の件

提案書に基づき、秦副会長より(藤田副会長の代理)、IT委員会は広報活動だけではなく当会全体の下支え的活動が多くなる(IT関連物品管理等)、事務局と連携を取る事を考えると総務部管轄とする事が望ましいとの提案を受け、審議の決定を行い、全会一致で承認した。

②当会HPにおける会員の認定等の掲載の件について

提案書に基づき、秦副会長より(藤田副会長の代理)、当会会員の研鑽を証明する事により、当会会員のステータスを高める事に繋げたい趣旨で、当会HPにおける会員の認定等の掲載の提案があった。秦副会長より、HP掲載のステータスは提案書提案内容がまずは考えられるとの説明があった。大屋理事より、現状として学術講習会に出席している会員は限定されているので、ステータスをHP掲載することは他の会員の出席を促す動機になりえるので、良い提案であるとの意見があった。審議の決定を行い、全会一致で承認した。

清水会長と秦副会長より、HP掲載のステータスの内容は今後総務部や学術部で話し合いをし、理事会に議題として上げるようにとの指示があった。清水会長より、鍼灸専門学校の教員としてのバックグラウンドがあるので北原理事も話し合いに参加すると良いのではとの意見があった。

③治療院紹介の件

提案書に基づき、秦副会長より(藤田副会長の代理)、一般の人からの治療院紹介依頼の際、我々の主觀が入り治療院紹介の偏りが生じてしまう可能性より、治療院紹介をシンプルなものとしていきたいとの提案があった。一般の人には会員の認定等の掲載されたHPを見てもらい、まずは自身で治療院などを選択してもらうことで、我々の主觀が入った特定の治療院を紹介するといったことを減らすことができることと、事務局や理事の負担を減らすことができるといった趣旨である。

清水会長より、治療院紹介が会員の認定等の掲載されたHPの作成に左右されるので、慎重に考えていかなければならないとの意見があった。

宋理事より、掲載事項によりHPの大きな修正に繋がる可能性が示唆された。金銭面での負担もあるかもしれない」と示唆された。

秦副会長より、将来的には藤田副会長はマッピングしたページを作成し、症状別の治療院、近隣の治療院や保険取り扱いの治療院などの検索ができることも一案との説明があった

清水(克)理事より、HP掲載について会員全員に一度アンケートなどを取って了承を得、会員の最新の情報が必要であるとの意見があった。

大屋理事より、藤田副会長のニュアンスとして、先日のように一般の人から事務局に問い合わせが来た際、負担のかかる対応をするのではなく事務局の方でHPを紹介し、自身で治療院を検索し問い合わせをしてもらうようにとの意図があるのでないかとの説明があった。マッピングしたページを作成することができれば、一般の人への意向に沿った治療院検索が行えるとの説明があった。まずは、治療院紹介をシンプルなものにするという提案の審議を行ったほうが良いとの意見があった。

清水会長より、シンプルなものにするというのでも具体的に決めなければならないとの意見があり、提案を行う方向で進めるが詳細を精査して理事会に諮りなおしたほうが良いとの意見があった。

清水(克)理事より、まずは一般の人の問い合わせに対する事務局における対応の基準化をすれば良いとの意見があった。

宋理事より、マッピングによる治療院検索とステータスをリンクさせてものは、現状では無理との意見があった。

清水会長より、治療院紹介について事務局の負担を軽減することと問い合わせしてきた一般の人に情報が遅滞なく伝達されることを踏まえて、具体的な方法について検討していくという提案書を上げてもらう審議の決定を行い、全会一致で承認した。

(2)財務部(古思財務部長および清水会長)

①総会の開催日程について

清水会長より口頭にて説明があり、例年スケジュールでの税の申告期限が非常に短いため、6月申告および総会を6月にしたいとの趣旨の説明があった。ただし、総会の議事録を6月末には県に提出しなければならず、例年のように送付して署名を取るなどに対して対策と工夫が必要になることを認識しておく必要があるとの説明があった。また、古思財務部長に対して総会の開催日程について前年に決めているのではなく2月か3月に総会の日にちを決定していることを認識してほしい旨の説明があった。

5月開催の総会を6月以内開催に変更したいという審議の決定を行い、全会一致で承認した。

(3)組織共済部(清水(克)組織共済部長)

特になし。

(4)学術部(大屋学術部長)

特になし。

(5)広報部(代理:秦副会長)

特になし。

(6)普及部(秋澤普及部長)

特になし。

(7)保険部(長野保険部長)

特になし。

(8)危機管理委員会(秦危機管理委員長)

特になし。

(9)学生委員会(北原委員会管理者)

①学生会員への電話連絡

北原理事より口頭にて説明があり、コロナ禍における学校での現況の聞き取りや、当会の学術講習会の案内などを学生会員に電話連絡を行い、当会にも話しやすい会員がいることを認知してもらい、業団の説明会や会員への入会へと繋げることができると考えられるとの説明があった。学生会員が 20 名ほどであるので北原理事一人で行うことができるとの説明があった。審議の決定を行い、全会一致で承認した。

[Ⅲ]その他

①日本鍼灸師会の青年委員会への参加依頼の件(清水会長)

清水会長より口頭にて説明があり、以前当会に青年部会があつたが、活動について課題を感じ、当会では無くした経緯があつたことの説明があつた。11月5日の業務執行理事会にて、当会としては青年委員会の参加を見送り、学生委員会に力を入れ充実化を行っていきたいとの話になつた。

日本鍼灸師会の青年委員会へ参加しないという審議の決定を行い、全会一致で承認した。

②75周年行事の資金積み立てについて

清水会長より、2023年に75周年行事のための資金積み立てを行う提案があつた。全会一致で承認した。

③周年事業委員会の設立(75周年の行事の開催)

清水会長より口頭にて説明があり、今後 2~3 か月以内に会場や金額を含めて検討しなければならないとの説明があつた。横浜市で行う場合は 2 年前に会場の予約をしなければ取れない状況になつており、2022 年の役員改選後の計画では遅すぎるとの説明があつた。また、2022 年の役員改選時で役員を退いたとしても、周年事業委員会の一員として 75 周年行事の整理が終了まで活動するという趣旨があり、現時点で周年事業委員会の設立が必要であるとの説明があつた。

大屋理事より、現時点では理事間での話であるが会員全体にも呼び掛ける形式などの質問があつた。

清水会長より、ある程度の骨子が決定したら運営の協力者を募ることになるとの説明があつた。また、県民講座を無料で行って公益比率を上げていきたいとの説明があつた。首長などからご挨拶をいただく必要があるとの説明があつた。周年事業委員会の設立(75周年の行事の開催)という審議の決定を行い、全会一致で承認した。

④この指とまれプロジェクトによる医鍼連携研究会の発足について

清水会長より口頭にて説明があり、会員に医師との橋渡しができる環境を作っていくことを考えていくとの説明があつた。清水会長と松野先生が入会している一般財団法人東方医療振興財団日本東方医学会会長であり、先日当会の講習会にて講師をしていただいた長瀬眞彦医師に、神奈川県の医師の紹介を依頼しているとの説明があつた。

長瀬医師から資質のある鍼灸師が前提とのことで、研究会として医鍼連携への意気込みの論文作成、鑑別診断の症状別の仕方の研修、紹介状の書き方の研修を行っていくことや、また、補助金の申請方法など経営に対する姿勢の勉強などを行っていくとの説明があった。

秦副会長より、この指とまれで行うより当会の事業として行ったほうが良いとの意見があった。

大屋理事より、医鍼連携は丁寧に扱わなければいけない問題であると認識しているとの明があつた。紹介していただいた医師(病院など)が当会会員患者の行ける場所にいるのかが問題としてあるので、まずは地域性の中で鍼灸業と医師(病院)との連携が必要であり、鍼灸師会で認定を出したところで医師から相手にされなければ意味がないとの意見があった。そのために、まずは鍼灸業をなす地域の医師とどのようにして連携をとるのかについて、清水会長の経験上からの講習を行うほうが重要ではないかとの意見があった。長瀬医師に医師の紹介を受けることも重要であるが、地域性がないのであまり効果が得られないではとの意見があった。

また、大屋理事より、オンライン診療が同意書の適用になる可能性があるので、東洋医学系では長瀬医師に依頼し、西洋医学系では当会から行つていただける医師をピックアップし依頼し、会員にはオンラインで診断を受け同意書を作成していただき、その際当会認定の鍼灸師を養成していくと良いとの意見があった。

清水会長より、当会としての認定を出すには一般医療に乏しい鍼灸師がいることもあり、現時点ではハードルが高いと考えており、それを考慮して研究会からの認定としており、将来的には当会からの認定にしたいと考えているとの説明があった。この指とまれによる医鍼連携研究会の発足という審議の決定を行い、全会一致で承認した。

⑤会員・会員以外の鍼灸師・市民県民向けの相談窓口の設置について

清水会長より、口頭にて説明があり、会としての活動ではあるがまずは清水会長自身が行ついくとの説明があった。

大屋理事より、会員・会員以外の鍼灸師・県民の中で一番のターゲットはどちらの質問があり、ある場合には明確にし絞った方が良いのではとの意見があった。

清水会長より、一番のターゲットは県民ではあるが、会員を増やすためもあるので、会員・会員以外の鍼灸師・県民について行う必要があるとの説明があった。会員や理事の承諾が必要な質問については、相談して活動するとの説明があった。

大屋理事より、問合せのメールが理事MLに上がるようにするのかとの質問があった。

清水(克)理事より、現状どれくらいの問合せが来るのかわからないので、当面は事務局の方で対応してもらい、問合せが多くなった時に専用の対応を考えれば良いとの意見があった。

会員・会員以外の鍼灸師・市民県民向けの相談窓口について、当面清水会長が対応し、不明点がある場合には理事に相談するという審議の決定を行い、全会一致で承認した。また、メール相談窓口はで使用するメールアドレスは k-shinkyushikai@iaa.itkeeper.ne.jp とし、届いた内容や回答内容は理事MLにて周知できるようにするという審議の決定を行い、全会一致で承認した。

以上、20:30をもって臨時理事会が終了した事を議長清水が宣言し、閉会となった。

次回、令和2年度第4回理事会は、2月7日(日)18:00～20:00にて開催予定

この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事および監事は記名押印する。

令和2年11月8日



代表理事 清水慎司

監事 森下元

監事 日野博

